

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条より】

### (2) 鬼崎中学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人に「自分が大切にされている」という実感をさせるとともに、生徒同士が互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。その取組の中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### (3) 鬼崎中学校におけるいじめ防止に関する基本方針

- ・いじめ防止を全職員で共通理解をし、学校長のリーダーシップのもと、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に学校全体で取り組む。
- ・いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための各種組織を設置する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ不登校対策委員会の設置

- ア 実施回数 年2回（7月）（12月）
- イ 構成員 全職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ウ 役割 ①鬼崎中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価  
②教職員の共通理解  
③教育相談アンケートの集約及び対応の検討  
④いじめ防止に関する研修会

### (2) 生徒指導連絡会の設置

- ア 実施回数 週1回
- イ 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、SSW
- ウ 役割 ①いじめ問題に関する情報交換  
②いじめ問題に関する学年連携の協議

### (3) 学年会の設置

- ア 実施回数 適宜行う
- イ 構成員 学年職員

- ウ 役割 ①いじめ問題に関する情報交換  
②いじめ問題に関する対応検討

#### (4) いじめ緊急対策会議の設置

- ア 実施回数 いじめ事案発生時
- イ 構成員 校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年職員、養護教諭、関係職員  
(部活動顧問など)、関係機関(スクールカウンセラー、警察、児童・障害者相談センターなど)
- ウ 役割 ①事実の確認、情報共有  
②関係生徒への指導・支援、保護者との連携  
③関係機関への連絡と連携  
④事後の指導・支援

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

##### ○認め合う学級づくり

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・生徒の様子を観察、教育相談、若あゆ日記など、日ごろから生徒との交流を図り、見守る体制をつくる。
- ・学級担任と教科担任・養護教諭が連携し、授業中の様子などを情報交換して、生徒の様子を把握する。
- ・生徒同士が深く関わる場面が多い学校行事で、互いに協力し、相手を思いやる気持ちを育てる。

##### ○楽しく分かる授業づくり

- ・日々の授業を大切に、全ての生徒が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・授業研究を全職員で行い、「できる」「分かる」授業づくりに努める。

##### ○道徳教育・人権教育の充実

- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・人権やいじめに関する講話や、道徳の授業を通して生徒の人権意識の高揚を図る。

##### ○情報モラル教育の推進

- ・生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・技術科の授業で、インターネットの利用や情報モラルについての指導を強化する。
- ・警察など関係機関と連携し、情報モラルについての研修会を実施する。
- ・学校保健委員会や学期初めと学期末の学年集会で、インターネットの正しい利用・マナーについて指導する。

##### ○保護者への啓発

- ・PTAの各種会議や保護者会等において、学校のいじめの実態やいじめ防止の取組等について情報提供したり、家庭の協力に向けて学校だより、ホームページ等で啓発したりする。

##### ○教職員の連携・資質向上

- ・日頃からの情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力協働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会を開催し、児童生徒理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。

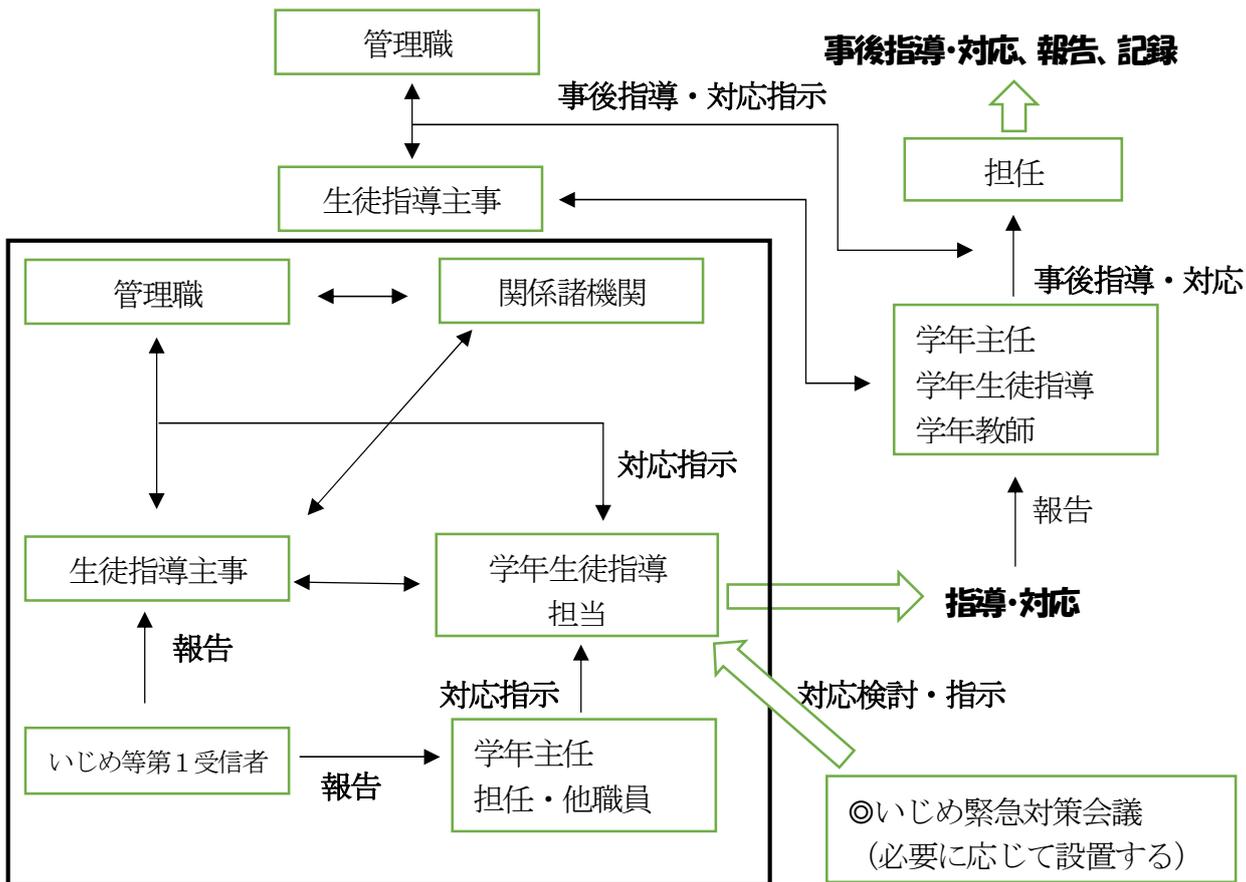
## (2) いじめの早期発見の取組

- 教育相談アンケート・教育相談の実施（5月【3年生】・6月・10月・11月・2月【1、2年生】）
  - ・いじめについての実態を把握するため、定期的にアンケートを実施する。
    - ※アンケートは3年間保存
  - ・教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
  - ・教育相談の内容について各学年の職員で共有し、必要あれば学年間でも共有する。
- 相談できる人間関係づくり
  - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との深い信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
  - ・日頃より生徒とふれ合う時間を大切にするとともに、対話や日記等により生徒が示す変化を捉える。
- 相談機関の紹介
  - ・いじめ相談電話等の外部の相談機関やスクールカウンセラーを紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- 生徒観察
  - ・授業中の観察だけでなく、休み時間中の生徒同士の関わりも注視し、日ごろからいじめを発見しやすい環境をつくる。
  - ・健康観察や、各学期の身体測定を通して、生徒の心身の状態に気付きやすくする。
- いじめの早期認知
  - ・些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視することなく、「本人の訴え」を受け止め積極的に認知する。

## (3) いじめの早期対応の取組

- 組織対応
  - ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ緊急対策会議」を中心に組織的に対応する。
- 市教育委員会との連携
  - ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。
- 関係機関との連携
  - ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携の下で取り組む。
- 生徒への指導・支援
  - ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
  - ・被害生徒が安心して教育を受けられるよう、別室で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
  - ・加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
  - ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

## いじめ対応の流れ



☆いじめの解消の判断（少なくとも次の2つの要件が満たされている状態）

- ①いじめに関わる行為（SNS上含む）が3ヶ月以上止んでいる。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていない。（本人及び保護者に対しての面談等で確認する。）

### （4）いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び生徒指導提要进行を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用し、いじめの積極的認知、早期発見・早期対応を徹底する。
- 法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害の「疑い」の段階から取り扱い、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応ができるように平時から備えておく。また、学校のいじめ対策組織については、各教職員が適切に役割分担を行い、実効的な役割を果たせるようにするとともに、市教育委員会や関係諸機関と連携体制を構築する。
- 重大事態の考え方や、警察との連携などについて入学時や各年度の開始時に 保護者等に あらかじめ説明したり、ホームページに掲載したりするなどし、重大事態発生時の対応について 周知を行う。

## 4 重大事態の考え方と対応

### (1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条を基に、鬼崎中学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

○いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるおそれがあると認めるとき。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。  
(法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行う。)

### (2) 重大事態の目的

この調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行う。そのため、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

### (3) 重大事態への調査の流れ

①市教育委員会へ報告

②市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置

(調査組織は、学校いじめ対策組織方式と第三者委員会方式のどちらかを設置する。)

③対象生徒・保護者へ事前説明

④関係生徒・保護者へ説明等

⑤組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施

⑥対象生徒・保護者と関係生徒・保護者へ調査結果の提供

(詳細な事実関係と検討した実効的な再発防止策の説明)

⑦調査結果を市教育委員会に報告する。(市教育委員会から市長へ報告)

(⑧市長が再調査が必要であると判断した場合、調査委員による再調査を実施する。)

⑨再発防止策の実施

## 5 警察等関係諸機関との連携

○いじめの防止や早期発見、対応において必要があれば警察、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。

○ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、毎年度末に見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- 教職員による取組評価及び保護者への学校診断評価を実施（12月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

## 7 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は学校のホームページに掲載する。
- いじめ防止に関する校内研修会を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

### <年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」のホームページアップ
5月		○1日研修（1年） ○いじめ予防授業（1年）	○教育相談アンケート（3年） ○教育相談週間（3年）	○学校運営協議会への授業の公開
6月	○いじめ不登校対策委員会①	○野外活動（2年） ○修学旅行（3年）	○教育相談アンケート（全学年） ○ヤングケアラーアンケート（全学年） ○教育相談週間（全学年）	
7月				○保護者懇談会
8月	○OSCによる研修会			
9月			○身体測定 ○教育相談アンケート（全学年） ○教育相談週間（全学年）	○学校公開週間
10月		○体育祭 ○合唱コンクール		
11月			○教育相談アンケート（全学年） ○ヤングケアラーアンケート（全学年） ○教育相談週間（全学年）	○学校運営協議会への授業の公開
12月	○いじめ不登校対策委員会②	○人権週間		○保護者懇談会 ○学校教育診断評価
1月			○身体測定	○保護者懇談会（3年）
2月			○教育相談アンケート（1・2年） ○ヤングケアラーアンケート（全学年） ○教育相談週間（1・2年）	
3月	○学校教育診断評価の結果を検証し、「基本方針」の見直しをする。	○卒業式		○学校運営協議会で学校運営方針について熟議する。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○全校集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○「できる」「分かる」授業の充実 ○若あゆ日記	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○保護者との連絡